

NPO法人そばネットジャパン そば学検定実施要項

1. 目的

「NPO法人そばネットジャパン手打ちそば伝道師制度そばリストそば学検定基本規程(令和2年11月22日施行)に基づき、そばに関する学問を学び、そば打ち技能とともに「手打ちそば伝道師」として日本の誇るべき手打ちそば文化の継承・発展に寄与する人材を育成するためのそば学検定実施に関する事項を定める。

2. そば学検定

そばに関する知識を「楽しく学ぶ」ことによりその成果を確認するため、以下のとおり NPO 法人そばネットジャパンそば学検定実施要項を定める。

3. 検定概要

(1) 検定言語

日本語とする。

(2) 実施主体

NPO 法人そばネットジャパン(以下「ジャパン」という。)

(3) 実施方法

ジャパンそば学検定は、郵送、メール等による問題送付、解答をもって実施する。

(4) 事業年度における実施回数、実施時期及び実施場所

実施回数、実施時期及び実施場所については、そば学検定部が計画し、ジャパン理事会の承認を受けて決定する。

(5) 受検資格者

受検については年齢、性別、国籍、プロ、アマ等一切問わない。

(6) 受検者の募集

そば学検定部は検定の実施においてジャパンホームページ等を通じて試験実施の周知を図るとともに、関係会員団体を通じて受検者を募集することとする。

(7) 受検の申請等

そば学検定部は、(6)に基づき行う募集の期間内に行われた受検申請に限り受け、次の各号に掲げる事項について審査し、要件を満たしていると認めた場合に、検定日時(検定期間)、受検方法、解答方法を受検者に対して交付する。

① 受検者氏名

② 必要記入事項

③ その他、そば学検定実施機関が定める添付資料

(8) 受検料

受検	受 検 料 (円)		備 考
	そばジャパン会員	そばジャパン非会員	
1科目	2,000	3,000	

(9) 会員

- ① 会員とは、そばネットジャパンに所属する正会員及び個人正会員であること
- ② 江戸ソバリエ協会の会員は、そば学検定に関して特別に会員扱いとする。
(江戸ソバリエ協会は、江戸蕎麦の通人を目指し、そばを中心とした日本の食文化を学ぶとしておりその認定者は、そば学の“楽しく学ぶ”に共通する部分があり、さらに発展してもらいたため。)

(10) 合否の通知方法

そば学検定部は、検定結果に対し、受検者に郵送にて合否を通知するものとする。

4. 検定実施体制

(1) 検定問題作成体制

検定問題はそば学検定委員が作成する。

なお、検定問題は、実施後公表とする。

(2) 検定実施体制

そば学検定委員会は、(1)の検定問題をジャパンそば学検定部(以下「検定実施機関」という。)に提供し、そば学検定を実施する。

5. 検定科目

そば学検定科目	副題等
1 そばの歴史とそば食文化学	A 江戸蕎麦文化 B そば切りの起源と江戸のそば屋
2 ソバの植物学と食品科学	
3 そば料理学	
4 そば打ちの身体学・心理学・論語	A そば打ちの身体学 B そば打ちの心理学 C 論語から学ぶ～心の処方箋～
5 そばの栄養学	A そばの栄養 B 食物アレルギー
6 日本の伝統食文化(和食)学	
7 郷土そばの技術と魅力学	令和5年度 実施しない

6. 受検可能な科目と合格科目

そば学受検は、実施している全ての受検が可能である。ただし、合格している科目は受検できない。

なお、合格科目の有効期限はない。

7. 合否の基準

そば学検定は得点の 65%以上を合格基準とする。ただし、実施方法等に応じ合格基準の調整が必要な場合には、検定委員会が判断する。

8. 学位授与

学びの成果として取得(合格)科目数により、学士(初級)、修士(中級)、博士(上級)の学位が授与される。(基本規定第7条第3項)

学士 3科目合格者

修士 5科目合格者

博士 7科目合格者

9. 登録料

各検定科目に合格し、学位に達した者は、下記登録料をそばジャパンに納入することにより、学位認定証が交付される。(後日振込)

学位顕彰	登録料(円)		備考
	そばジャパン会員	そばジャパン非会員	
学士	5,000	6,000	
修士	5,000	6,000	
博士	5,000	6,000	

10. 検定問題の管理

そば学検定委員及び実施期間は、検定問題(検定問題案を含む。)について厳重な管理策を講じることとする。

なお、検定実施後は検定問題及び解答をホームページに公開する。

11. 検定の不正防止策

(1) 検定実施機関は、解答につき参考資料の単純コピー、及び他受検者解答の丸写しを判断した場合は不正解答として不合格にする。

(2) 検定実施機関は、不正の手段によってそば学検定を受け、又は受けようとした者に対しては、その検定を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は5年以内の期間を定めて検定を受けることができないものとする事ができる。

12. 検定結果の公表

ジャパンは、検定後合格者名を遅滞なくホームページにて公表する。

13. その他必要事項

(1) 書類の保存

検定実施機関は、受検者の受検番号、氏名、生年月日、住所及び検定の成績の内容、合否等を記載した帳簿(以下「受検者台帳」という。)を作成し、保存する。

書類の保存期間は、原則として、受検票は検定実施の翌年度の始期から起算して1年、答案(採点を含む)は同2年、合格証書、受検者台帳は同10年とする。

(2) 合格の取り消し

以下の不正行為が合格証書交付後に判明した時は、検定実施機関は、当該不正行為を行った者に対して文書をもってその検定の合格を取り消すとともに、既に交付した

合格証書を返還させる。

- ① 検定の問題等秘密事項について検定関係者に情報提供を求め、かつ、これを受けたとき
- ② 受検申請書の記載内容に偽りがあったとき
- ③ その他受検に関して不正行為があったとき

(3) 秘密保持義務等

検定問題作成機関及び検定実施機関の関係者は、検定の実施に当たり知り得た秘密を漏らし、又は、盗用してはならない。

(4) 個人情報の保護

検定問題作成機関及び検定実施機関の関係者は、検定の実施に当たり取得した個人情報について、関係法令に基づき適切に取り扱うこととする。

- 附則 1. この要項は令和4年9月1日から施行する。
2. この要領の一部 令和5年、10月8日改訂